

申入れ等報告様式（助成契約書第5条（1）①）

	事業者 (業種)	時期	申入れ等の内容【根拠法令】	事業者の対応状況
1	(株)スプリックス (学習塾のフランチャイザー)	2019/9/3 ～ 2019/11/30	<p>当該会社が藤枝市内で配布していた広告について、以下の点で景表法に違反する疑いがあるので、貴社の見解をお聞かせ下さい。</p> <p>①静岡県内の公立中学校では、通常の学力テストが一科目につき50点満点であるのに「数学51点アップ」と実現不可能な記述がある。また、「1科目+20点の成績保証」についても現実的に達成できるか疑問である。また、「1科目」「成績が上がらなかったら」というのがいかなる場合を指すのかが明確ではない。</p> <p>②その他、チラシには以下の問題もある。</p> <p>ア. 個別指導塾 No.1 との評価根拠が不明である。</p> <p>イ. チラシ記載の講師が実際に藤枝校に在籍しているか不明である。</p> <p>ウ. 藤枝市内及び周辺地域に実在しない明治中学校の女子生徒の写真を掲載して、「近隣の多くの学校の生徒さん」と表記していることの妥当性に疑問がある。</p> <p>【不当景品類及び不当表示防止法第5第2号】</p>	<p>当該会社からは、2019/9/26 付で、当団体からの申し入れに該当部分について、冬期講習募集の広告から改善するとの文書が届き、2019/11/30 日までに藤枝市内で配布されていたチラシのみならず、他の市で配布されていたチラシについても改善が確認できたため、終了するものとした。</p>
2	一般社団法人 アスルク ラスポーツ クラブ	2019/9/7～現在	<p>当該法人の会員規則が、以下の点で消費者契約法に違反する疑いがあるので、貴社の見解をお聞かせ下さい。</p> <p>規則第13条の「一旦納入した入会金・会費などは、どのような理由があっても返金はしない」という条項。</p> <p>【消費者契約法第9条第1号】</p>	<p>2019/9/20 付で、実際の運用上は問題はないが、消費者契約法に抵触しないように改正するとの回答があったが、11/30 時点においても HP 上では会則変更がないため、12/6 付で催促の文書を送付した。</p>

